

新	旧
(有害図書類とする写真等の内容) 第五条 条例第二十一条第二項第一号から第三号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 略 二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア 略 イ <u>不同意性交等</u>その他の陵辱行為 ウ及びエ 略	(有害図書類とする写真等の内容) 第五条 条例第二十一条第二項第一号から第三号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 略 二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの（陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア 略 イ <u>強制性交等</u>その他の陵辱行為 ウ及びエ 略